

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	宜野湾市 地方税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、地方税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課に関する事務を取り扱う。 1. 個人住民税関係事務 ①申告書・給与報告書等の課税資料に基づく課税計算 ②課税資料収受にかかる業務(申告受付業務、給報、年報、確定申告書収受業務) 2. 軽自動車税(種別割)関係事務 軽自動車税(種別割)の賦課及び減免に関する事務 3. 固定資産税関係事務 ①償却資産申告受付業務(個人事業主) ②固定資産税の賦課及び減免に関する事務
③システムの名称	・個人住民税システム ・軽自動車税システム ・固定資産税システム ・eLTAXシステム ・確定申告支援システム ・国税連携データ受信システム ・国税連携システム(NTAX) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・庁内連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税情報ファイル 2. 軽自動車税情報ファイル 3. 固定資産税情報ファイル 4. 宛名管理情報ファイル
5. 確定申告支援情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 【主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項 (48の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	宜野湾市 総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・各業務マニュアルを作成する。 ・マイナンバーの取扱いに関する基礎的な研修を全庁的に実施する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	②所属長 税務課長 津波古 良幸	②所属長の役職名 税務課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年4月1日	全般	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二第三欄(情報	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二第三欄(情報	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第1の主務省令で定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条4 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【主務省令第2条の表における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 【主務省令第2条の表における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	法改正による変更
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	新様式の移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人手を介在させる作業人為的 ミスが発生するリスクへの対 策は十分か 判断の根拠		①「マイナンバー利用事務におけるマイナン バー登録事務に係る横断的なガイドライン」の 次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合に のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を 含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの 紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプ ロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミ スが発生するリスクへの対策を講じている。 ・各業務マニュアルを作成する。 ・マイナンバーの取扱いに関する基礎的な研修 を全庁的に実施する。	事後	新様式の移行に伴うもの
令和7年1月31日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新様式の移行に伴うもの